

マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

(マンションの除却等の必要性に係る認定の申請書の添付書類)

第1条 マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）第76条の25第1項第3号の規定により知事が定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）第163条の56第1項の規定による認定の申請に係るマンションが同条第2項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを知事が適切であると認めた者が証する書類
- (2) 配置図その他の前号に規定するマンションを特定するために必要な書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 省令第76条の25第2項第3号の規定により知事が定める書類は、前項第2号及び第3号に掲げる書類とする。

3 法第163条の56第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、省令第76条の25第1項の規定にかかわらず、同項の認定申請書に同項第2号に規定する構造計算書を添えることを要しない。

(容積率等の特例に係る許可の申請書の添付図書等)

第2条 省令第76条の30第1項の規定により知事が定める図書又は書面は、次の表に掲げる図面その他知事が必要と認める図書又は書面とする。

図面の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路をいう。以下同じ。）及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。以下同じ。）内における建築物（建築基準法第2条第1号に規定する建築

	物をいう。以下同じ。)の位置、敷地境界線、申請に係るマンションと他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに壁、開口部及び防火設備（建築基準法第2条第9号の2ロ、第21条第2項、第27条第1項、第53条第3項第1号イ及び第61条第1項に規定する防火設備をいう。）の位置並びに延焼のおそれのある部分（同法第2条第6号に規定する延焼のおそれのある部分をいう。以下同じ。）の外壁の構造
2面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ（その高さの算定は、建築基準法施行令第2条第1項第7号に規定する軒の高さの算定方法によるものとする。）及び敷地内における建築物の高さ（その高さの算定は、同項第6号に規定する建築物の高さの算定方法によるものとする。）

（申請の取下げ）

第3条 法の規定による許可、認可又は認定の申請をした者が、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（第1号様式）により知事に届け出なければならない。

2 前項の取下げ届の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

（工事の取りやめ）

第4条 法第163条の59第1項の規定による許可を受けた者が、当該許可に係るマンションの建築に関する工事を取りやめたときは、工事取りやめ届（第2号様式）により知事に届け出なければならない。

2 前項の工事取りやめ届の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

附 則

この規則は、平成26年12月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 3 年 9 月 28 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）
取 下 げ 届

年 月 日

神奈川県知事殿

届出者 住 所 （ 法人にあっては、主たる事務所の
氏 名 （ 所在地、名称及び代表者の氏名 ）

次の申請を取り下げたいので、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則第 3 条第 1 項の規定により届け出ます。

1 申 請 の 種 類	許可申請・認可申請・認定申請
2 申 請 の 根 拠 法 令 の 条 項	
3 申 請 年 月 日	年 月 日
4 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	〒 電話番号（ ） —
5 申請に係るマンションの位置	
6 取 下 げ の 理 由	
※ 受 付 欄	

- 備考 1 正本 1 部及び副本 1 部を提出してください。
2 2 欄には、申請の根拠となるマンションの再生等の円滑化に関する法律の条項を記入してください。
3 ※印の欄には、記入しないでください。

第 2 号様式（第 4 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

工 事 取 り や め 届

年 月 日

神奈川県知事殿

届出者 住 所 〔 法人にあっては、主たる事務所の
氏 名 〔 所在地、名称及び代表者の氏名〕

次の許可を受けたマンションの工事を取りやめたので、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則第 4 条第 1 項の規定により届け出ます。

1 許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 申請者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	〒 電話番号 () ー
3 許可に係るマンションの位置	
4 工事取りやめの年月日	年 月 日
5 工事取りやめの理由	
※ 受 付 欄	

備考 1 正本 1 部及び副本 1 部を提出してください。
2 ※印の欄には、記入しないでください。